

「国の出先機関の原則廃止に向けて」 中間報告のポイント

資料 4－2

平成 22 年 4 月 6 日
国の出先機関原則廃止PT

中間報告の取りまとめに当たって

- 「事務の仕分け」を中心とりまとめ。
- 「**国に残す事務を極限し、地方にできることは地方に移管**」を基本。

この中間報告を地域主権戦略会議の審議のスタートラインに。

6月中にも策定される地域主権戦略大綱への反映を目指して最終報告をとりまとめ。

1. 基本的な考え方

1 国の出先機関廃止の目的

国の出先機関の肥大化による3つの弊害

- ① 二重行政による無駄
- ② 地域、住民ニーズに柔軟に対応できない
- ③ 住民ガバナンスの欠如

3つの弊害の除去

簡素で効率的な行政体制の構築
地域ニーズに応じたサービスの展開

住民福祉の向上

2 プロジェクトチームの取組方針

検討の前提条件

- ① 知事会・分権委員会のこれまでの検討成果が出発点。
- ② 財源は当然保証されるべき。
- ③ 現行の都道府県・市町村制度を前提。
- ④ 制度改革の方向性に留意しつつ現行制度を前提に検討。

検討方針

- ① 出先機関原則廃止に向け、具体的な仕分けと提言。
- ② 国に残す事務は、国が真に担うべき事務に極限。
- ③ 地方移管後の事務の実施体制を具体的に提言。

2. 対象機関・事務の考え方

地方分権改革推進委員会等の検討成果を出発点に、
8府省15系統17機関を検討対象とする。

3. 事務の仕分けの考え方

- ① 企画立案の事務 → 企画立案機能も当然に移管
- ② 補助金給付事務、地方指導事務 → 廃止
- ③ 国家試験の実施や統計調査の実施 → 民営化等

4. 事務の仕分け結果

1 全ての事務又は大半の事務を地方に移管できる機関(8機関)

- 都道府県労働局（全ての事務を地方移管）
- 地方農政局（団体の金融検査事務等を除き地方移管）
- 地方整備局（高規格幹線道路等を除き地方移管）
- 地方厚生局（医薬品の輸出入を除き地方移管）
- 経済産業局（輸出入貿易管理等を除き地方移管）
- 地方運輸局（JRに対する指導等を除き地方移管）
- 地方環境事務所（廃棄物の輸出入を除き地方移管）
- 北海道開発局（地方整備局、地方農政局に準じる）

2 全ての事務又は大半の事務を国に残すべき機関（3機関）

- 中央労働委員会地方事務所
- 地方航空局
- 森林管理局

3 その他の機関（4機関）

- 総合通信局
- 漁業調整事務所
- 法務局
- 沖縄総合事務局

5. 最終報告に向けた検討課題

- 中間報告の中で『今後検討すべき課題』としている国の出先機関の事務・権限に関するさらなる精査
- 受入体制(広域連携等)のあり方、財源移譲、人員移管についての検討
- 重点分野(二重行政の解消や地域ニーズへの柔軟な対応等が期待できる分野)の早期移管や、地域の特性を踏まえた先行実施の検討など